後期高齢者医療被保険者証
8月は保険証の更新月です

お問い合わせ先
三好市保険医務課 ☎72-7613

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には有効期限が「令和6年7月31日」となっているオレンジ色の「後期高齢者医療被保険者証」（以下、被保険者証）を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に保険医務課から、有効期限「令和7年7月31日」と記載された新しいむらさき色の被保険者証をお届けします。

8月1日以降は、古いオレンジ色の被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの一部負担金の割合（1割、2割または3割）は、令和5年中の収入や所得に基づき判定します。

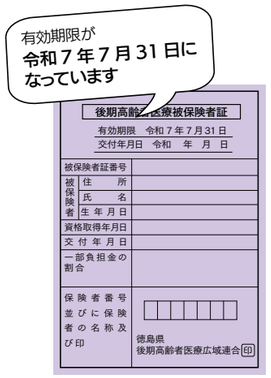

一部負担金の割合の判定方法		
1割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満	住民税課税所得が28万円未満
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円未満」	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円未満」
2割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上」	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円以上」
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）
補足②	70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	

後期高齢者医療限度額適用、標準負担額減額認定証（薄紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用、標準負担額減額認定証」（以下、減額認定証）は、有効期限が令和6年7月31日です。令和5年度の減額認定証をお持ちの方で令和6年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険証とは別に8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けします。

更新申請書の提出は必要ありません。

減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で、90日を超える入院（過去12か月）をされた方は、申請により入院時の食事代がさらに減額されます。

※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

後期高齢者医療限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」（以下、限度額認定証）は、有効期限が「令和6年7月31日」です。令和5年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和6年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月末までに保険証とは別に8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けします。

更新申請書の提出は必要ありません。

被保険者証は令和6年12月2日に廃止

お手元にある被保険者証は、被保険者証に記載されている有効期限までお使いいただけます。

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしていない方には、被保険者証の代わりに使える「資格確認書」を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けします。

マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしている方には、自己負担割合等の確認ができる「資格情報のお知らせ」を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けしますが、被保険者証の代わりとしてはお使いいただけません。

また、有効期限を過ぎた被保険者証や資格確認書についてもお使いいただけませんので、ご注意ください。

令和6年度保険料決定通知書を8月初旬にお送りします

令和6年度の保険料が年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは仮徴収として納付することとなっています。保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料と支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方にも、年額保険料のお知らせをお送りします。

納付書が同封されている場合は、金融機関等の窓口で納めてください。

個人番号（マイナンバー）のお知らせを送付します

7月中に送付される新しい被保険者証には、台紙部分に被保険者本人の個人番号（下4桁）等の情報を表示した「個人番号（マイナンバー）のお知らせ」（以下、個人番号のお知らせ）を印字しています。

これは、印字されている個人番号（下4桁）等の情報が後期高齢者医療制度のデータベースに登録されていることを示すもので、安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用していただくことを目的とするものです。

※令和6年8月1日以降に後期高齢者医療制度に加入する方には、個人番号のお知らせは送付しません。

ご自身の個人番号（下4桁）が正しく登録されていることの確認にご利用ください。

個人番号のお知らせは、被保険者証の台紙（中央部分）に印字されています。
※別に印刷して同封している場合もあります。

にし阿波体験プログラムイベント
あわこい
～にし阿波で濃い時間～
実施者説明会を開催

にし阿波でステキな濃い時間を体感するプログラムイベント「あわこい」を、令和6年12月21日から令和7年3月2日まで開催する予定です。

「あわこい」は、にし阿波の自然、歴史、文化、食などさまざまな地域資源を活かし、にし阿波の皆さんが企画実行する体験プログラムです。にし阿波の魅力の再発見や実施案内人同士の連携強化を図り、地域住民同士の交流や地域の活性化につなげるイベントです。

プログラムを実施する案内人・実施検討中の方々に向け実施者説明会を行います。

日時・場所
第1回
7月22日㊐ 10時～12時
徳島県西部総合県民局 三好庁舎 2階 大会議室
三好市池田町マチ2415
第2回
7月30日㊋ 10時～12時
ミライズ 1階 会議のハコ
美馬市脇町大字猪尻西分116-1

各回とも同じ内容です。居住地域以外の説明会にもご参加できます。

申込方法
それぞれの開催日の3日前までに、QRコード、または電話からお申し込みください。

申込内容
氏名、住所、電話番号、説明会参加人数、希望参加日時

お申し込み・お問い合わせ先
あわこい事務局
（一般社団法人そらの郷内）
平日 9時～17時
☎87-8988

お申し込み
QRコード

後期高齢者医療制度
歯科健康診査を受診しましょう

お問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課
☎088-677-3666

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯、歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部で口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは全身の健康にとても重要です。今年度の対象者はぜひ受診しましょう。

対象者
昭和23年、昭和22年、昭和21年、昭和18年、昭和13年、昭和8年生まれの方

ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。

なお、対象者には7月下旬に歯科健診受診券を送付します。長期入院患者、施設入所者の方にも受診券が届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所
後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院の一覧表は受診券に同封予定です。

受診方法
事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

健診項目
問診、口腔内診査、口腔機能評価（口の渇き、かむ力、飲み込む力など）

受診費用
無料

受診期限
令和6年11月30日（受診券が届いてから使っていただけます。）

持っていくもの
後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券

注意事項
健診の予約日を忘れないようにしてください。

歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきます。

歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となります。

健診結果は、広域連合または お住まいの市町村での口腔保健指導および徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがあります。

三好市国民健康保険に加入されている方へ
加入者情報をお送りします

お問い合わせ先
三好市保険医務課国保係 ☎72-7613

安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用できるよう、加入者情報（個人番号の下4桁を含む）を通知します。

7月下旬、更新用の被保険者証に同封しますのでご確認ください。

令和6年12月2日から現行の被保険者証の発行ができなくなります
12月2日以降はマイナンバーカードによるオンライン資格確認が基本となりますが、12月1日までに発行された被保険者証は、その有効期限までは引き続き利用できます。

ただし、12月2日以降に転居など記載事項に変更が生じた場合には、変更後の被保険者証は交付できません。

12月2日以降の受診は？
12月1日までに発行した被保険者証の有効期限に達したときや新規加入したときなどは、次のとおりとなります。

① マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方
氏名・生年月日、保険者情報等が記載された「資格確認書」を交付しますので、引き続き受診できます。資格確認書は当分の間、申請不要です。

! 申請が必要な場合があります
・マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
・第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合

② マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けられる方
マイナンバーカードを提示して受診してください。資格情報はマイナポータルで確認できます。負担割合が変わったときなどに簡易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」を交付します。

※既に発行した被保険者証が有効な間は資格確認書を交付しません。

令和6年度
介護保険料が決定しました

お問い合わせ先
みよし広域連合 介護保険センター ☎76-0030

7月に保険料額を通知します。介護保険料は本人、世帯の市町民税課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。

介護保険料の納め方
普通徴収と特別徴収

普通徴収
年額を8回（7月から翌年2月まで）の納期に分けて、納付書または口座振替で納めます。
※口座振替は別途金融機関での手続きが必要です。

特別徴収
年6回（偶数月）の年金天引きになります。

原則、国民、厚生、共済などの老齢、退職を支給事由とする年金および遺族年金、障害年金を、年間18万円以上受給されている方が特別徴収（年金天引き）になります。

ただし、年度途中で65歳になった方、または他の市町村から転入された方、所得の判明や更正により介護保険料が減額、増額された方などは普通徴収になります。

段階	対象者	1か月当たり保険料	保険料の調整額 保険料（年額）
1	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	1,767円	基準額×0.285 21,200円
2	世帯全員が住民税非課税で第1段階以外の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円超120万円以下の方	3,007円	基準額×0.485 36,080円
3	世帯全員が住民税非課税で上記以外の方	4,247円	基準額×0.685 50,960円
4	世帯の誰かが住民税課税になっているが、本人非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	5,580円	基準額×0.9 66,960円
5	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人非課税で上記以外の方	6,200円	基準額 74,400円
6	住民税本人課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	7,440円	基準額×1.2 89,280円
7	住民税本人課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の方	8,060円	基準額×1.3 96,720円
8	住民税本人課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の方	9,300円	基準額×1.5 111,600円
9	住民税本人課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上 420万円未満の方	10,540円	基準額×1.7 126,480円
10	住民税本人課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	11,780円	基準額×1.9 141,360円
11	住民税本人課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	13,020円	基準額×2.1 156,240円
12	住民税本人課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	14,260円	基準額×2.3 171,120円
13	住民税本人課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	14,880円	基準額×2.4 178,560円

家具転倒防止
金具を支給します

お問い合わせ先
三好市管理課
☎72-7681

地震による家具の転倒から少しでも身を守るため、家具転倒防止金具を支給します。

対象世帯
三好市に住民登録がある世帯

支給器具
1世帯当たり
L型金具を3組（6個）

支給開始
7月22日

取付支援
高齢者や障がい者、未就学児のいる世帯で自力で取り付けることが困難な世帯については取付支援を実施します。

その他
三好市役所第二分庁舎 管理課または各支所でお渡しします。
※先着順のため予定数量に達し次第終了します。

叙勲受章

長年にわたる職務に対する功労や社会貢献をたたえる叙勲を受章されました方をご紹介いたします。

高齢者叙勲

瑞宝双光章

堀江 亘 さん　（井川町向坂）

昭和 34 年、徳島県立辻高等学校に赴任し、教育者としての第一歩を踏み出され、平成 8 年 3 月末に井川町井川中学校長を最後に退職するまでの間、児童・生徒の健全育成や教職員の指導に尽力されました。

令和７年４月１日採用

三好市 職員採用試験

第１次試験 9/22 日

募集職種

一般事務、一般事務（障害者枠）、調理員、歯科衛生士、社会福祉士

※ 薬剤師も別途通年募集中

申込受付期間

7 月 16 日 ㊋～8月 13 日 ㊋　8:30 ～ 17:15

持参は平日のみ受付、郵送は8月 13 日までの消印有効

申込方法

持参、郵送、電子申請による

詳しくは市のホームページや市役所で配布する試験案内をご覧ください。

お申し込み・お問い合わせ先

三好市秘書人事課（☎ 72-7624）

〒 778-8501

三好市池田町シンマチ 1500-2

詳しくはこちら ▲

三好市ホームページ職員募集

番号	地区	施設名	設置場所	所在地
1	三野町 15施設	三野放課後児童クラブ	児童クラブ室	芝生 1170 番地
2		王地放課後児童クラブ	児童クラブ室	加茂野宮 1350 番地 2
3		三野認定こども園	職員玄関	芝生 1293 番地 8
4		王地保育所	職員玄関	加茂野宮 1378 番地
5		三野老人福祉センター	福祉センター玄関	芝生 1036 番地
6		東川原集会所	1 階玄関	太刀野 7 番地 2
7		三野公民館太刀野分館	2 階入口正面	太刀野 969 番地
8		王地小学校	体育館	加茂野宮 1393 番地
9		芝生小学校	職員玄関	芝生 1230 番地
10		三野中学校	職員玄関	芝生 1232 番地
11		三野体育館	1 階事務室	芝生 1293 番地 30
12		三野図書室	図書室内	芝生 1039 番地
13		ふれあい紅葉センター	受付カウンター	加茂野宮 1467 番地 1
14		健康とふれあいの森	管理事務所	芝生 1342 番地 3
15		道の駅三野	1階売場レジ付近	太刀野 1909 番地 1
16	井川町 11施設	井川支所	1F 玄関左壁面	辻 73 番地
17		辻放課後児童クラブ	児童クラブ室	辻 53 番地 2
18		西井川放課後児童クラブ	児童クラブ室	西井川 712 番地 1
19		西井川保育所	玄関	西井川 383 番地
20		養護老人ホーム敬寿荘	旧館1階廊下	大佐古 23 番地 1
21		辻小学校	児童玄関	辻 53 番地 1
22		西井川小学校	玄関	西井川 734 番地 3
23		井川中学校	保健室前	タクミ田 100 番地 2
24		辻幼稚園	職員室内入口	辻 39 番地
25		井川ふるさと交流センター	玄関	岡野前 64 番地
26		井川スキー場腕山	センターハウス 1 階	井内西平山
27	池田町 26施設	箸蔵放課後児童クラブ	児童クラブ室	州津井関 1109 番地 1
28		池田放課後児童クラブ	児童クラブ室	ウエノ 2890 番地
29		上野ヶ丘第二放課後児童クラブ	児童クラブ室	ウエノ 2869 番地 2
30		白地放課後児童クラブ	児童クラブ室	白地本名 153 番地 1
31		馬路放課後児童クラブ	児童クラブ室	馬路坊城 13 番地 3

※ 市有施設のみを掲載していますので、市内すべての AED 設置施設を掲載しているものではありません。また休館日や勤務時間外など AED が使用できない場合があります。

市の施設にAEDを設置しています

お問い合わせ先　三好市危機管理課 ☎ 72-7625

ＡＥＤ（自動体外式除細動器）とは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

三好市では、市役所や学校、公共施設等、多くの人が集まる場所を中心にＡＥＤを設置しています。

番号	地区	施設名	設置場所	所在地
32		三縄放課後児童クラブ	児童クラブ室	中西フルトノ 984 番地 2
33		池田第一保育所	玄関	マチ 2155 番地 1
34		池田第二保育所	外廊下	中西サコダ 151 番地
35		子育て支援センター	1 階相談室廊下	シンマチ 1474 番地
36		三好市保健センター	1 階夜間出入口横	シンマチ 1476 番地1
37		三好市役所 本庁	1 階会計課前	シンマチ 1500 番地 2
38		三好市役所第 1 分庁舎	観光課横	マチ 2145 番地 1
39		箸蔵小学校	南校舎玄関	州津井関 1208 番地
40		池田小学校	玄関	ウエノ 2379 番地 4
41		白地小学校	職員室	白地本名 57 番地
42		馬路小学校	児童玄関	馬路立石 33 番地 1
43		三縄小学校	児童玄関	中西イバ 508 番地 1
44		池田中学校	保健室横廊下	ウエノ 2861 番地 1
45		池田幼稚園	職員室	ウエノ 2869 番地 2
46		三好市教育委員会	1 階	サラダ 1737 番地 1
47			3階事務所	
48		吉野川運動公園	野球場審判室	イタノ 3184 番地1 地先 他
49		三好市池田総合体育館	1 階事務室	マチ 2551 番地 1
50		三好市中央図書館	窓口	サラダ 1836 番地 1
51		松尾川温泉（しらさぎ荘）	食堂	松尾黒川 2 番地 1
52		佐野地域多目的施設	玄関	佐野金氏 942 番地
53	山城町	山城放課後児童クラブ	児童クラブ室	大川持 463 番地 2
54		下名放課後児童クラブ	児童クラブ室	下名 1001 番地 1
55		政友保育所	玄関	政友 42 番地
56	12施設	山城支所	1F 階段横	大川持 586 番地 6
57		山城小学校	児童玄関	大川持 30 番地 2
58		下名小学校	玄関	下名 1001 番地 1
59		山城中学校	玄関	大川持 544 番地
60		山城総合グラウンド	管理棟 1 階	相川 415 番地 他
61		道の駅大歩危	売店	上名 1553 番地 1
62		サンリバー大歩危	受付	西宇 1259 番地 1
63		塩塚高原キャンプ場	管理事務所	平野 205 番地
64		大野地域多目的施設	玄関	大野 519 番地
65	西祖谷山村 10施設	榛生放課後児童クラブ	児童クラブ室	一宇 262 番地 1
66		西祖谷認定こども園	玄関フロアー	一宇 262 番地 1
67		養護老人ホーム若宮荘	ケアールーム室	一宇 343 番地 1
68		西祖谷支所	玄関	一宇 343 番地 2
69		榛生小学校	体育館前	一宇 262 番地 1
70		道の駅にしいや	事務所	尾井ノ内 348 番地 2
71		祖谷ふれあい公園	事務所	尾井ノ内 379 番地
72		かずら橋イベント広場	事務所	今久保 345 番地
73		かずら橋料金所	事務所	善徳 162 番地 2
74		秘境の湯	温泉受付	尾井ノ内 391 番地
75	東祖谷 9施設	東祖谷放課後児童クラブ	児童クラブ室	下瀬 12 番地 1
76		東祖谷認定こども園	廊下	下瀬 202 番地 3
77		東祖谷支所	3F 玄関	京上 157 番地 2
78		東祖谷歯科診療所	診療室	京上 168 番地 6
79		東祖谷中学校	玄関	下瀬 12 番地 1
80		奥祖谷二重かずら橋	料金所	菅生 620 番地
81		剣山観光センター	管理事務所	菅生 208 番地 5
82		龍宮崖公園	管理事務所	元井 410 番地 9
83		落合地域多目的施設	体育館	落合 403 番地

― 実際に使用するには ―

ＡＥＤは、電源を入れると自動音声により全ての動作を指示しますので、その指示に従いながら使用します。

みよし広域連合消防本部では、ＡＥＤの使用方法をはじめとした心肺蘇生法に関する講習会なども実施しています。講習の希望はみよし広域連合消防本部救急課までお問い合わせください。

みよし広域連合消防本部 救急課 ☎ 76-5119